

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年11月1日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	106-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111701/dokuji.html">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111701/dokuji.html</a>

執行機関名

学資の貸与に関する事務(高校・大学等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例(平成19年高知県条例第10号)による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第一 第十四の項 高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例(平成19年高知県条例第10号)による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法 第三条	高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第三条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等(大学及び高等専門学校)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例(昭和32年高知県条例第19号)の規定により設置された県立の高等学校(高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則(昭和48年高知県教育委員会規則第6号)の規定により県立の高等学校に置かれた分校を含む。以下「県立高校」という。)の廃止による激変緩和措置として、当該廃止に伴いより遠距離の県立高校に通学することとなる者であって、経済的な理由により修学が困難なものに対し、当該通学に係る経費の負担の増加を軽減するため、奨学金を貸与することにより、教育の機会均等を図り、もって社会において有為な人材を育成することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例(平成19年高知県条例第10号) 高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則(平成19年高知県教育委員会規則第8号) 高知県高等学校等奨学金貸与者選考事務要領